

◎等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

等 級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	段階	(%)
1級	(1)事務員、技術員の職務	35	16.2	事務員・技術員	35	55	係員の職	58.6
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	20		幼稚園教諭	7			
	(3)生活支援員の職務	－		保育士	13			
	(4)就労支援員の職務	－						
	(5)職業指導員の職務	－						
2級	(1)主事、技師の職務	60	26.7	主事・技師	60	90		
	(2)幼稚園教諭、保育士の職務	30		幼稚園教諭	11			
	(3)生活支援員の職務	－		保育士	19			
	(4)就労支援員の職務	－						
	(5)職業指導員の職務	－						
3級	(1)主査の職務	28	15.7	主査	28	53		
	(2)主任幼稚園教諭、主任保育士の職務	24		主任幼稚園教諭	8			
	(3)主任生活支援員・主任就労支援員・主任職業指導員の職務	1		主任保育士	16			
				主任職業指導員	1			
4級	(1)係長の職務	39	12.2	係長	39	41	係長、幼稚園長、保育	12.2
	(2)幼稚園長、保育所長の職務	2		幼稚園長	1			
				保育所長	1			
5級	(1)主幹の職務	37	12.5	主幹	37	42		12.5
	(2)相当高度の知識又は経験を必要とする 幼稚園長、保育所長の職務	5		保育所長	5			
6級	(1)参事の職務	8	13.1	参事	8	44	課長の職	13.1
	(2)課長の職務	36		課長	36			
7級	部長の職務	9	2.7	部長	9	9	部長の職	2.7
8級	理事の職務	3	0.9	理事	3	3		0.9
合 計		337	100.0			337		100.0

※赤穂市職員の給与に関する条例において行政職給料表(1)が適用される職員（暫定再任用職員を含む。）が対象です。